

第3章 役員、顧問、相談役、参与、委員及び職員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上20名以内
- | | | |
|----|------|----|
| うち | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 4名 |
| | 専務理事 | 1名 |

- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において会員である法人会の理事のうちから選任する。

ただし、専務理事は、会長の推薦により理事会の承認を経て会長が委嘱する。

- 2 会長、副会長は理事の互選とする。

(役員職務)

第15条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

- 3 専務理事は会長の命を受け、会務を総括する。

- 4 理事は総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。

- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

- 3 役員はその人気満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、専務理事はこの限りでない。

- 2 専務理事の報酬は、理事会の決議を経て別に定める。

(顧問、相談役及び参与)

第19条 本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は理事会の推せんにより会長が委嘱する。

(委員会)

第20条 本会の事業を遂行するため、委員会を設け、委員を置くことができる。

2 委員会の運営に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

(連絡協議会)

第21条 本会は、理事会の決議を経て、連絡協議会を設置することができる。

2 本連絡協議会の運営に関する会則は、理事会の決議を経て別に定める。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は会長が任免する。

3 事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。